

**OECD多国籍企業行動指針**  
**日本連絡窓口（NCP）の事務処理手順等**

2008年8月

外務省経済局経済協力開発機構室  
厚生労働省大臣官房国際課  
経済産業省貿易経済協力局貿易振興課

**1. 日本連絡窓口の構成**

(1) 日本連絡窓口（National Contact Point）（以下「日本NCP」という。）の構成

外務省（経済局経済協力開発機構室）

厚生労働省（大臣官房国際課）

経済産業省（貿易経済協力局貿易振興課）

(2) 日本NCP委員会

OECD多国籍企業行動指針（以下「行動指針」という。）をより効果的に実施するため、当面、労使団体等と定期的（原則として年に4回）に意見交換を行う枠組みとして「日本NCP委員会」を設置することとする。日本NCP委員会には、日本NCPの他、OECD経済産業諮問委員会（BIAC）の日本委員会である日本経済団体連合会（以下「経団連」という。）とOECD労働組合諮問委員会（TUAC）のメンバーである日本労働組合連合会（以下「連合」という。）の三者により構成される。経団連及び連合は、日本NCPが扱う個別事例に関して守秘義務を負う。

**2. 個別事例の処理手順**

(1) 原則

「行動指針」、同「手続手引き」及び同「コメンタリー」に則り、日本NCPは、討議する場を提供し、産業界、労働団体及びその他の関係当事者がその問題を効率的にかつ時宜を得た方法により、適用可能な法律に従って処理することを支援する。

(2) 具体的手順（我が国国内における個別事例）

(イ) 問題提起の受理

日本NCPは、以下に留意しつつ、問題の提起者による提起を受理する。なお、提起は文書によるものとし、提起の受理日は日本NCPが当該提起を受理した旨の文書を問題提起者に発出した日とする。

(i) 問題の提起者が、問題の当事者又は当事者から委任された者であることを確認する。

( ) 提起の内容が行動指針を根拠としていることを確認する。

( )提起を受理する場合は、提起者に対しその旨書面にて通知する。外務省が起案し、送り主は日本N C P (三省連名)とする。

( )提起の内容は対外的に公表されることが前提なので、提起を受けた際に公表を望まない部分・内容については、その旨明らかにするよう提起者に要請する。

#### (ロ) 提起の不受理

問題提起に係る企業が多国籍企業ではない場合や提起された問題が行動指針を根拠としていない場合等、明らかに行動指針の内容に関係がない案件については、日本N C Pは当該提起を受理しないこととし、提起者にその旨通知することとする。

なお、提起された個別事例が我が国以外の行動指針参加国で発生したものである場合は、日本N C Pは提起者に対し、当該参加国のN C Pに問題を提起するよう要請し、提起書を受理しない。外務省は、当該国のN C Pに対してもその旨を通報する。また、当該N C Pからの求めに応じ、日本N C Pとして可能な協力を行う。

#### (ハ) 初期評価の実施

(i)初期評価の一環として、以下の作業を実施する。

問題提起の対象となっている企業に行動指針及び提起の内容を通知し見解を聴取する。提起の内容は対外的に公表されることが前提であるので、公表を望まない部分・内容については、その旨明らかにするよう要請する。

必要に応じ、産業界及び労働団体等から見解を聴取する。

提起の内容と法令との関係等について確認する。

必要に応じ在外公館を活用し、関連情報を収集する。

(ii)初期評価文書を作成し、提起の内容が更なる検討に値するかどうかを問題の提起者に回答し(提起の受理日から2ヶ月以内を目処)、問題提起の対象となっている企業にも当該内容を通知する。また、更なる検討に値する場合には、当該初期評価に対する当該企業の見解を聴取する。

(iii)以下の場合には、更なる検討に値しないものとし、初期評価の作成をもってN C Pの対応を終了する。

問題の提起者が紛争に関係していない場合

行動指針上問題がないと判断できる場合

(iv)なお、仮に提起された問題が我が国の法令や制度に基づく対応をとっていても、日本N C Pとして活動の余地があると判断する場合は、更なる検討に値すると判断する。一方、司法手続が完結(結審)している問題については、右を根拠として更なる検討に値

しないと判断することとする。

#### (二) 初期評価後の作業

行動指針「手順手引き」等に基づき、妥当な場合には、関係当局等への助言の依頼、他国のNCPとの協議、投資委員会の意見聴取、関係当事者間の協議の場を設定する等を行う。

#### (ホ) 国内法令に係る対応

我が国の国内法令上問題があり得ると判断する場合は、日本NCPより問題の提起者又は提起の対象となっている企業に対し、当該法令を含む我が国法令に定められた手続(司法手続を含む)に従って処理がなされるべき旨文書にて通報する。

#### (ヘ) 声明等の文書の発出

上記手順を踏んだ上で、

- (i) 関係当事者が合意に至った場合は、日本NCPは、事実関係について、秘密性の保持が行動指針の効果的な実施にとって最良の利益となる場合(関係当事者が事実関係の公表を望まない場合を含む。)を除き、手続きの結果を公表する。
- (ii) 関係当事者が合意に至らない場合、日本NCPは、行動指針の実施について声明の発出等を行う。

#### (3) 司法手続との関係

司法手続にかかっている事例の扱いについては、司法権の独立に留意する。日本NCPの行為が司法権の独立との関係で問題がないかどうか法務省にも協議する。

#### (4) 我が国以外の行動指針非参加国の日系企業における個別事例

提起された事例が行動指針非参加国で発生したものである場合は、当該国の国家主権に留意しつつ、日本NCPが処理する。また、問題となっている個別事例を当該国政府にも通報し、適当な場合には当該国の法令・制度等に従って善処するよう同政府に要請する。

#### (5) 産業界、労働団体等との関係

上記3.(2)における問題提起の受理、初期評価の実施、初期評価後の作業、声明等の文書の発出等のそれぞれの処理段階において、日本NCPの判断により、秘密性の保持が行動指針の効果的な実施にとって最良の利益となる場合を除き、経団連と連合と情報を共有する。

### 3. 行動指針の普及活動

経済・労働関係のセミナー・対話・協議など様々な機会を活用して、可能な場合には産業界や労働団体等とも連携しつつ、行動指針の普及に取り組む。

以上